



淀川労働基準監督署発表
平成29年10月24日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

- 高さ2メートル以上の場所で安全帯を使用させず作業させた疑い -

淀川労働基準監督署(署長 谷本 晃)は平成29年10月24日、株式会社鶴田工業、同社職長 A、大和技研株式会社及び同社現場代理人 B を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社鶴田工業
本社所在地 兵庫県西宮市今津上野町
事業内容 防水工事業
- (2) 同社の職長 A (死亡)
- (3) 大和技研株式会社
本社所在地 兵庫県伊丹市寺本東
事業内容 マンション等の修繕工事業
- (4) 同社の現場代理人 B

2 違反条文等

- (1) 被疑者(1)及び(2)
 - 労働安全衛生法第21条第2項
 - 労働安全衛生規則第519条第1項
 - 同法第27条第1項
 - 同法第119条第1号 (罰則)
 - 同法第122条 (両罰)
- (2) 被疑者(3)及び(4)
 - 労働安全衛生法第31条第1項
 - 労働安全衛生規則第653条第1項
 - 同法第119条第1号 (罰則)
 - 同法第122条 (両罰)

3 事件の概要

第一 被疑者株式会社鶴田工業は、兵庫県西宮市今津上野町に本店を置き、防水工事業を営む事業者、被疑者 A は、同会社が 大和技研株式会社 から請け負った大阪府池田市満寿美町所在の 5 階建て鉄筋コンクリート造マンションの大規模修繕工事に係る防水工事の職長として労働者を指揮するとともに労働者の安全を管理する者であるが、被疑者 A は、同会社の業務に関し、平成 29 年 7 月 12 日、同現場において、被疑者 A と労働者 C をして、作業床となる屋上の防水工事を行わせるにあたり、屋上南面は地上から高さ約 15 メートル、屋上西面は 5 階バルコニーから高さ約 2.41 メートルあって、屋上南面の端及び西面の端から墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、屋上南面の端及び西面の端に手すり等を設けることが容易であったのに、これを設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

第二 被疑者大和技研株式会社は、兵庫県伊丹市寺本東に本店を置き、建築工事業を営み、特定事業の仕事である上記大規模修繕工事を自ら行う注文者、被疑者 B は、同工事の現場監督として同工事の設計及び施行管理の業務を行うとともに、同工事の下請負人に使用させる建設物、設備等を管理する者であるが、被疑者 B は、同会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成 29 年 7 月 12 日、同工事現場において、同工事の下請負人である株式会社鶴田工業の被疑者 A ほか 1 名に、屋上の防水工事を行わせるにあたり、屋上西面は 5 階バルコニーから高さ約 2.41 メートルあり、屋上西面の端から墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、屋上西面の端に手すり等を設けることが容易であったのに、これを設けず、もって建設物等について労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

4 参考事項

(1) 平成 29 年 7 月 12 日、同工事現場において屋上の防水工事を行っていた被疑者 A が、高さ約 15 メートルの屋上から墜落し、死亡した。

(2) 関係法条文は別紙のとおり。

労働安全衛生法

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

の法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第五百十九條 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆（おお）い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第六百五十三條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆（おお）い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆（おお）い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。